

裁判所の構成に関する法律

第1章

総則

第1条

本法の目的は

- 司法権の独立の確保
- 中立の確保及び国民の自由権利の保護
- 裁判組織及び検察組織の実施を順序よく行うことの確保
- 公的サービスをより効果かつ迅速に促進すること
- 社会の安全を強化し、国民の信頼を高めるために、各種の事件に公正の提供を確保すること

第2条

本法の目標は

- カンボジアの裁判所である各部及び各審裁判機関の職務及び権限について決めること
- カンボジアの各審裁判所に付属する検察機関の職務及び権限について決めること
- 専門により、各部及び各審裁判所の管轄権を決めること
- 裁判所の運営事務、行政事務及び進行について整理すること

第3条

カンボジアの裁判所は、以下の通りである。

- 始審裁判所
- 控訴裁判所
- 最高裁判所

始審裁判所は、下級裁判所とする。控訴裁判所及び最高裁判所は、上級裁判所とする。

実際に必要な場合、いかなる裁判所又は臨時裁判所も、法律によって設立される。

第4条

各部及び各審裁判所は、行政事件を含めた全ての事件に対し、司法権を実行する。

第5条

下級裁判所は、専門裁判所に分ける。専門裁判所の設立、取消及び変更は、勅令によって行う。

始審裁判所の長官は、当該始審裁判所の全専門裁判所の長官に対し、直接に行政上の支配権を有する。各専門裁判所の長官は、一員である裁判官に対し、直接に行政上の支配権を有する。始審裁判所の長官は、専門裁判所の長官になることができない。各専門裁判所の長官は、当該始審裁判所の1つの専門裁判所の長官にしかなることができない。

上級裁判所は、専門法廷に分ける。専門法廷の設立、取消及び変更は勅令によって行う。

上級裁判所の長官は、当該上級裁判所の全専門法廷の長に対し、直接に行政上の支配権を有する。各専門法廷の長は、一員である裁判官に対し、直接に行政の支配権を有する。上級裁判所の長官は、専門法廷の長になることができない。各専門法廷の長は、当該上級裁判所の1つの専門法廷の長にしかなることができない。

第6条

裁判官のみ裁判権を有する。裁判官は、独自で、慎重に法律を尊重し、誠実と良心に基づき、この役割を果たさなければならない。

公正を提供する裁判は、カンボジアの国民として、存在する法律及び手続によって行わなければならない。

裁判所のみが、裁判する権限及び裁判所の裁判の言い渡す権限を有する。

第7条

本審は、公開することが公序良俗を害するおそれがあるとき、又は法律に特段の定めがあるときを除き、公開で行わなければならない。

全ての場合に、裁判所の判決は、公開の法廷で言い渡さなければならない。

合議体における評議は、秘密で行わなければならない。

特段の定めがあることを除き、判決の言渡しは、裁判長又は合議体の構成員である裁判官のうちの一員の裁判官によって、行わなければならない。

裁判所の全ての判決は、理由をつけなければならない。特段の定めがある場合を除き、判決には裁判長が署名し、本審の書記官が付属署名をしなければならない。

第8条

始審裁判所に付属して検察機関があり、これを始審裁判所に付属する検察庁という。

控訴裁判所に付属する検察機関があり、これを控訴裁判所に付属する控訴検察庁という。

最高裁判所に付属する検察機関があり、これを最高裁判所に付属する最高検察庁という。

検察庁の代表は、全ての刑事事件及び法律で決められた他の事件の本審に出席しなければならない。

第9条

全審の裁判機関及び検察機関は、書記官及び行政官並びに必要なに応じて助言として法律専門官を置く。

書記官は、裁判手続の全過程において裁判官及び検事を補助する。

書記官の役割及び職務は、書記官の定款に定める。

法律専門官を選択する条件及び形式は、政令で定める。

第10条

裁判機関及び検察機関の進行を維持するために、全審裁判所には、司法省の中央行政の下にある行政機関を置く。

始審裁判所では、その行政機関は、始審裁判所行政事務局といい、局に相当する位置付けである。

控訴裁判所では、その行政機関は、控訴裁判所行政事務総局をいい、総務局に相当する位置付けである。

最高裁判所では、その行政機関は、最高裁判所行政事務総局をいい、総務局に相当する位置付けである。

第 11 条

司法省は、裁判行政事務総局を司令部として、全裁判所の行政事務を監督する。司法省は、全審裁判所の行政の運営を順序よく行うことを確保するために、必要な法令及び通達などを出すことができる。

必要な場合、司法大臣は、一定の問題を調査させることができ、確認と決定のために司法官職高等評議会に報告書を提出する。

上級裁判所は、下級裁判所の裁判事務を監督する管轄権を有する。この監督は、手続に関する規定に準ずる不服申立ての手続の枠組で行われる。

第 2 章

始審裁判所及び始審裁判所に付属する始審検察庁

第 1 節

始審裁判所

第 1 副節

始審裁判所の職務及び権限

第 12 条

始審裁判所は、第一審裁判所であり、カンボジアの首都のプノンペン市及び州に置かれる。各始審裁判所の進行は、勅令で行われる。

始審裁判所は、専門裁判所に分ける。始審裁判所は、特別の法律によって設立される特別裁判所又は臨時裁判所の管轄権の下にある事件を除き、全ての事件を審理する一般の裁判所である。

第 13 条

始審裁判所の構成は、以下である。

- 長官
- 次長
- 裁判官
- 書記官
- 始審裁判所に仕事している行政官及び他の法律専門官など

第 14 条

各始審裁判所は、以下の専門裁判所に分けられる。

- 民事裁判所
- 刑事裁判所
- 商事裁判所
- 労働裁判所

始審裁判所の他の専門裁判所は、必要に応じて設立される。設立に関しては、勅令によって行う。

始審裁判所の各専門裁判所は、始審裁判所として自分の管轄区域内において独自に裁判を行う。

第 15 条

各専門裁判所の構成は以下である。

- 裁判所の長官
- 裁判官
- 書記官

各専門裁判所の長官及び裁判官と書記官は、始審裁判所の長官が指名する。それらの専門裁判所の進行は、始審裁判所の長官が法令に従って決めるものとする。

第 16 条

始審裁判所の各専門裁判所は、民事訴訟、刑事訴訟に関する規定又は存在する他の訴訟手続の規定に定めるところにより、単独の裁判所又は合議体で裁判する。1人の裁判官に支障がある場合、又は裁判官が職務を行うことができない状態の場合には、当該裁判官は、始審裁判所の長官の例年決定に定められた順序の裁判官に代わることができる。

裁判官の不足の理由で、いずれかの専門裁判所が審理を開くことができない場合には、始審裁判所の長官は、他の専門裁判所の裁判官を指名し、補充させることができる。当該専門裁判所の構成を補充するために、他の始審裁判所の単数又は複数の裁判官を要求する場合には、当該始審裁判所の長官は、司法大臣に申請しなければならない。

第 17 条

始審裁判所の長官は、始審裁判所の進行のために必要な運営措置を出す。始審裁判所の長官が職務を行うことができない場合、又は長官の地位が空いている状態の場合には、正式に始審裁判所の長官を任命されるまで、始審裁判所の進行を確保するために、司法大臣は、1人の次長、あるいは次長がいない場合はいずれかの裁判官を暫時長官として指名することができる。始審裁判所長官の任命は、最短で 30 日間以内に行わなければならない。

次のことのため、始審裁判所の長官は決定を出す。

- 必要な場合は自分の代わりに職務を処分させるため、いずれかの次長を指名すること。
- 専門又は職務経験により、次長を各専門裁判所の長官として取り扱うことを指名すること。次長がいない、あるいは不足の場合に、始審裁判所の長官は経験豊富な、又は上位である裁判官を専門裁判所の長官として指名すること。
- 裁判官が欠席するとき、あるいは支障があるときに、各専門裁判所及びその専門裁判所の合議体における裁判官の代理順序を決めること。
- 実務の必要性に応じて、各専門裁判所の書記官の指名及び変更。

第 18 条

必要な場合、始審裁判所の長官の要求に応じて、司法大臣は、始審裁判所が主たる事務所の外に法廷を開くことを認可することができる。

第 2 副節

管轄権

第 19 条

法律により他の裁判所に管轄権を付与する事件を除き、始審裁判所は、自分の管轄区域にある事件の裁判管轄権を有する。

必要な場合、公益、安全、社会公安及び裁判所の公正の良好な進行を確保するために、司法大臣は、当該始審裁判所から他の始審裁判所に事件の処分の管轄権を移送することができる。

始審裁判所にある各専門裁判所の管轄紛争があるとき、始審裁判所の長官は、管轄を確認するために、職権又は専門裁判所の長官の要求により、関係のある専門裁判所の長官を呼び出し、会議を開かなければならない。始審裁判所の長官は、決定によって管轄紛争を解決する。その決定は、終局的決定とする。

第 20 条

始審裁判所の刑事裁判所は、他の法律の定めがある場合を除き、刑事訴訟法に従い、自分の管轄区域にある全ての刑事事件を審理する。

始審裁判所の刑事裁判所は、刑事訴訟法の規定に従い、単独の裁判官又は合議体により、刑事事件を審理する。

始審裁判所の予審局は、刑事裁判所の一部として、刑事訴訟法に従い、刑事事件の予審の管轄権を有する。始審裁判所の長官は、決定により、最低でも 2 人の裁判官を始審裁判所の刑事裁判所の予審局に予審裁判官として指名しなければならない。この決定は、職務の順序も定める。予審裁判官がいない又は不足の場合に、始審裁判所の長官は、他の専門裁判所の裁判官を予審裁判官として指名することができる。

必要な場合、予審裁判官は、始審裁判所の長官の指名により、他の専門裁判所の裁判官として職務を行うことができる。

第 21 条

始審裁判所の民事裁判所は、民事訴訟法に従い、民事事件及び他の専門裁判所に管轄権を与える規定のない事件を審理する管轄権を有する。

始審裁判所の民事裁判所は、民事訴訟に関する規定に従い、単独裁判官又は合議体で民事事件を審理する。

第 22 条

始審裁判所の商事裁判所は、商事訴訟に関する規定に従い、商事破産事件を含める商事事件を審理する管轄権を有する。

第 23 条

1000,000,000（十億）リエルを超える金額の訴訟対象となる商事事件では、商事裁判所は、3人の裁判官及び商人又は商事法に関する知識がある者から選ばれた2人のアドバイザーの構成で審理する。

100,000,000（一億）リエルから 1000,000,000（十億）リエル以下の金額の訴訟対象となる商事事件では、商事裁判所は、1人の裁判官及び商人又は商事法に関する知識がある者から選ばれた2人のアドバイザーの構成で審理する。

100,000,000（一億）リエル以下の金額の訴訟対象となる商事事件は、商事裁判所が商事アドバイザーなしに、1人の裁判官で審理する。

商事裁判所の判決は、第1項と第2項に定める1人又は3人の裁判官が商事アドバイザーと相談した後に決める。

商事アドバイザーは、常に始審裁判所の商事裁判所で職務を行うわけではなく、始審裁判所の商事裁判所の長官から招待を受けたときに、始審裁判所で職務を行わなければならない。

第24条

商事アドバイザーの選定の様式及び職務は、司法大臣が商務大臣と相談した後の要求を通じて、政令で定められる。

第25条

始審裁判所の労働裁判所は、労働訴訟に関する規定に従い、労働事件を審理する管轄権を有する。

第26条

始審裁判所の労働裁判所は、1人の裁判官及び労働者側から1人、使用者側から1人の合計2人の労働アドバイザーの構成で審理する。

労働裁判所の判決は、1人の裁判官が労働アドバイザーと相談した後に決めるものとする。

労働アドバイザーは、常に始審裁判所の労働裁判所に職務を行うわけではなく、始審裁判所の労働裁判所の長官から招待を受けたときに、始審裁判所で職務を行わなければならない。

第 27 条

労働紛争は、その存在地の始審裁判所の労働裁判所が管轄権を有する。

前項に定める管轄権の規定があっても、他の規定がある場合を除き、労働者は、以下に定める始審裁判所に訴えることができる。

- 自己の住所地あるいは
- 会社の事務所又は主たる営業地あるいは
- 会社の事務所又は主たる営業地がない場合、会社の代理人又は責任者の住所地

第 28 条

労働アドバイザーの選定の様式及び職務は、司法大臣が労働担当大臣と相談した後の要求を通じて、政令で定められる。

第 2 節

始審裁判所に付属する始審検察庁

第 29 条¹

始審裁判所に付属する始審検察庁の構成は、以下である。

- 検事正
- 検事
- 書記官
- 始審検察庁で仕事している行政官及び他の法律専門官など

第 30 条

検察機関は、集中組織である。検察庁は、訴追の提起、予審の管轄区及び裁判管轄区の前に法律の執行の要求、並びに法律及び他の規定に定める他の役割を果たす。

検事正及び検事は、職務を行っている始審検察庁の代表である。検事は、始審検察庁の検事正の管理と共同責任で検察庁の職務の執行に参加する。

¹ 訳注：クメール語の原文では「検事」「検事補」となっているが、日本語訳に当たっては、日本の制度に合わせてイメージを持ちやすくするため、「検事正」「検事」と意識した。

支障があるとき、病気の時又は欠席のときに、検事正は、いずれの検事も代理することができる。検事正が職務を行うことができない場合又は検事正の地位が空いている状態の場合には、正式に検事正が任命されるまで、始審検察庁の進行を確保するために、司法大臣は1人の検事を暫時検事正として指名する。

第31条

検事正は、自己の管轄区域にある全ての検事に対して権限を有する。検事正は、全ての検事の職務の分配及び指名をする。

検事正は、自分自身が適当と考えるとおりに、検事に起訴、起訴処分又は決定方針履行させる命令を出す権利を有する。検事の決定方針は、公判の前に確認のために検事正に提出しなければならない。検事正がその決定方針に同意しない場合かつ決定方針を作った検察庁の代表人が検事正の指示に従わない場合、検事正は、他の検事又は自分を始審裁判所の公判に検察庁の代表として指名することができる。

しかし、公判時に、検事は、自分自身が適当と考えるとおりに、自由に口頭で陳述することができる。検察庁の代表に対し、公判時に書類の決定方針と異なって口頭で陳述したことを理由として、懲戒の告発を行ってはならない。

第3節

始審裁判所の行政事務局

第32条

始審裁判所行政事務局は、以下のことについて、始審裁判所及び始審裁判所に付属する始審検察庁の司令部である。

- 従業員の職務、行政及び財政
- 始審裁判所及び始審検察庁の職務カリキュラムの技術援助のための裁判所行政運営職務
- 始審裁判所の長官及び始審検察庁の検事正に対する確認と決定のための予算計画の準備の職務
- 始審裁判所の長官及び始審検察庁の検事正に従業員の職務、行政及び財政を定期的に報告すること
- 制定した予算の計画通りに職務を行うこと
- 公的關係の職務

- 始審裁判所の判決を司法省に定期的に転送する職務
- 1か月ごと、3か月ごと、6か月ごと、1年間ごとの従業員の職務、行政及び財政の報告書を整理し、司法省に転送する職務
- 始審裁判所の長官及び始審検察庁の検事正が付与した他の職務
- 法令に定めた他の職務

始審裁判所行政事務局は、実際の必要性に応じて、量的に事務所を分けるものとする。事務所は、1人の所長及び人数に応じた一定数の次長により運営される。

始審裁判所行政事務局の職務及び権限は、司法大臣の要求により政令で定めるものとする。

第33条

始審裁判所行政事務局は、1人の事務局長及び人数に応じた一定数事務次長により運営する。事務局長は、司法大臣が始審裁判所の長官及び始審検察庁の検事正と相談した後、司法大臣の要求により政令で任命される。事務局で仕事をする事務局長の下位である公務員は、司法大臣の省令により任命される。

事務局長及び事務次長は、法律、行政又は財政を専門とする5年以上の職務経験のある公務員から選ばれる。事務所の所長及び次長は、法律、行政又は財政を専門とする3年以上の職務経験のある公務員から選ばれる。

事務局で仕事する事務局長を含む全ての公務員は、司法省の枠組（Framework）を有する。

第34条

始審裁判所の職員会議は、始審裁判所の長官及び始審検察庁の検事正の下に、始審裁判所の職務結果をまとめ、翌年の行政事務の目標を決めるために行われる。職員会議の報告書は、司法省に送達しなければならない。

第3章

控訴裁判所及び控訴裁判所に付属する控訴検察庁

第1節

控訴裁判所

第1副節

控訴裁判所の職務及び権限

第 35 条

控訴裁判所は、二審裁判所である。

控訴裁判所は、プノンペン控訴裁判所及び区域控訴裁判所がある。各区域控訴裁判所の進行及び管轄区域の限定は、勅令で定める。

第 36 条

控訴裁判所の構成は、以下のとおりである。

- 長官
- 次長
- 裁判官
- 書記官
- 行政官並びに控訴裁判所で仕事する他の法律専門官

第 37 条

控訴裁判所の専門法廷 (Specialize Chamber) は以下のとおりである。

- 刑事法廷
- 民事法廷
- 予審法廷
- 商事法廷
- 労働法廷

必要に応じて、勅令によって控訴裁判所の他の専門法廷を設立することができる。

各法廷は、控訴裁判所として、自分の管轄区域内において独自に裁判を行う。

第 38 条

各専門法廷の構成は、以下のとおりである。

- 法廷の長
- 裁判官
- 書記官

各法廷の長は、控訴裁判所の長官が指名する。

裁判官の人数，検事の人数及びそれらの法廷の進行は，控訴裁判所の長官により定められる。

第 39 条

控訴裁判所の各法廷は，各訴訟規定に従って，裁判長 1 名を含む 3 名の裁判官の構成で裁判する。

最高裁判所から控訴裁判所に戻した事件は，前回の審理に参加していない 5 名の裁判官で，各訴訟規定に従って審理する。

第 40 条

控訴裁判所の長官は，控訴裁判所の進行のために必要な運営措置を出す。

次のことのため，控訴裁判所の長官は，決定を出す。

- 必要な場合に自分の代わりに職務を処分させるため，1 人の次長を指名すること。
- 専門及び職務経験により，次長を各専門法廷の長として取り扱うことを指名する。次長が不足の場合には，控訴裁判所の長官は，経験豊富又は上位である裁判官を法廷の長として指名することができる。
- 裁判官が欠席するとき，あるいは支障があるときに，各法廷の合議体における裁判官の代理順序を決めること。
- 実務の必要性に応じて，各法廷の書記官の指名及び変更をすること。

第 2 副節

管轄権

第 41 条

法律により他の裁判所に管轄権の付与がある場合を除き，控訴裁判所は，自分の管轄区域にある事件の裁判管轄権を有する。

第 42 条

控訴裁判所は，法律及び規定に従い，自分の管轄区域の下にある事件の事実及び法律を裁判する。

第 43 条

刑事法廷は、刑事訴訟に関する規定に従い、自分の管轄区域にある始審裁判所及び他の事件の刑事判決に対する控訴を審理する管轄権を有する。

第 44 条

民事法廷は、民事訴訟に関する規定に従い、自分の管轄区域内にある民事事件における始審裁判所の判決に対する控訴及び決定に対する抗告を審理する管轄権を有する。裁判は、裁判長 1 人を含む 3 人の裁判官で行われる。

第 45 条

予審法廷は、刑事訴訟に関する規定に従い、自分の管轄区域にある予審に対する訴追及び予審裁判官の決定並びに他の事件を解決する管轄権を有する。予審法廷の裁判は、裁判長 1 人を含む 3 人の裁判官で行われる。

第 46 条

商事法廷は、商事訴訟に関する規定に従い、自分の管轄区域にある始審裁判所の民事事件及び他の事件の判決に対する控訴及び決定に対する抗告を審理する管轄権を有する。控訴裁判所の商事法廷は、裁判長 1 名を含む 3 人の裁判官及び、商人又は商事法に関する知識がある者かつ始審裁判所及び控訴裁判所で審理された同一の事件のアドバイザーではない者から選ばれた 2 人のアドバイザーで構成して審理する。控訴裁判所の商事法廷の判決は、裁判長 1 人を含む 3 人の裁判官が商事アドバイザーと相談した後に行われる。

商事アドバイザーは、常に控訴裁判所の商事法廷で職務を行うわけではなく、控訴裁判所の商事法廷の長が招待した場合に職務を行うものとする。

商事アドバイザーの選定の様式及び職務は、司法大臣が商務大臣と相談した後の要求を通じて、政令で定められる。

第 47 条

労働法廷は、労働訴訟に関する規定に従い、自分の管轄区域にある始審裁判所の労働事件及び他の事件の判決に対する控訴及び決定に対する抗告を審理する管轄権を有する。控訴裁判所の商事法廷は、裁判長 1 名を含む 3 人の裁判官及び、控訴裁判所で審理された同一の事件のアドバイザーではない者から選ばれた 1 人の労働者

と 1 人の使用者を合わせた 2 人のアドバイザーで構成して審理する。控訴裁判所の労働法廷の裁判は、裁判長 1 人を含む 3 人の裁判官が労働アドバイザーと相談した後に行われる。

労働アドバイザーは、常に控訴裁判所の労働法廷で職務を行うわけではなく、控訴裁判所の労働法廷の長が招待した場合に職務を行うものとする。

労働アドバイザーの選定の様式及び職務は、司法大臣が労働担当大臣と相談した後の要求を通じて、政令で定められる。

第 48 条

共同法廷は、複数の専門法廷の管轄権のもとにある問題となる事件又は同一の控訴裁判所の別々の専門法廷が逆の結論を出した事件について、控訴裁判所の長官の意見又はいずれかの法廷の長の要求に基づき、控訴裁判所の長官の決定により設立され、進行することができる。共同法廷は、控訴裁判所長官の招待により行われる。

法廷の管轄及び法律紛争についての共同法廷の裁判は、控訴裁判所の全ての法廷に拘束力がある。

共同法廷が設立されれば、関係する法廷の代表である裁判官の中からまんべんなく選ばれた 5 名の裁判官によって構成しなければならない。共同法廷は、控訴裁判所の長官の下にある。

控訴裁判所の長官は、共同法廷の裁判に準ずる決定を出す。管轄及び法律紛争に関する決定は、終局的決定とする。

第 2 節

控訴裁判所に付属する控訴検察庁

第 49 条

控訴裁判所に付属する控訴検察庁は、以下の構成である。

- 控訴検察庁長官
- 控訴検察庁次長
- 控訴検察庁検事
- 書記官及び
- 控訴検察庁で仕事している行政官及び他の法律専門官など

第 50 条

控訴検察庁の職務は、控訴検察庁の長官に付与するものとする。控訴検察庁の長官の運営及び責任の下で、次長及び検事は、その職務の執行に参加する。

支障があるとき、病気の時又は欠席のときに、長官は、いずれかの次長又は次長がいなければ、いずれかの検事を代理として指名することができる。

長官が職務を行うことができない場合又は長官の地位が空いている状態の場合には、正式に長官が任命されるまで、控訴検察庁の進行を確保するために、司法大臣は、1人の次長を暫時長官として指名する。

第 51 条

長官は、次長及び検事に監督権限を有する。

長官は、控訴検察庁及び裁判所の事務に応じて、次長及び検事の職務の分配及び指名をする。

次長又は検事の決定方針は、公判の前に確認のために長官に提出しなければならない。長官がその決定方針に同意しない場合かつ決定方針を作った控訴検察庁の代表人が長官の指示に従わない場合、長官は、他の次長、検事又は自分を公判における控訴検察庁の代表として指名することができる。

しかし、公判時に、次長又は検事は、自分自身で適当と考えるとおりに自由に口頭で陳述することができる。控訴検察庁の代表者に対し、公判時に書類の決定方針と異なって口頭で陳述したことを理由として、懲戒の告発を行ってはならない。

長官は、刑事訴訟に関する規定に従い、始審検察庁の検事に起訴履行命令をする権利を有する。

第 3 節

控訴裁判所の行政事務総局

第 52 条

控訴裁判所行政事務総局は、以下のことについて控訴裁判所及び控訴裁判所に付属する控訴検察庁の司令部である。

- － 行政及び財政従業員の職務
- － 控訴裁判所及び控訴検察庁の職務カリキュラムの技術援助のための裁判所行政運営職務

- 控訴裁判所の長官及び控訴検察庁の長官に対する確認と決定のための、予算計画の準備の職務
- 制定した予算の計画通りに職務を行うこと
- 控訴裁判所の長官及び控訴検察庁の長官に対し、行政及び財政従業員の職務を定期的に報告すること
- 公的關係の職務
- 控訴裁判所の判決を司法省に定期的に転送する職務
- 1か月ごと、3か月ごと、6か月ごと、1年間ごとの行政及び財政従業員の職務の報告書を整理し、司法省に転送する職務
- 控訴裁判所の長官及び控訴検察庁の長官が付与した他の職務
- 法令に定めた他の職務

控訴裁判所行政事務総局は、実際の必要性に応じて、業務量に応じて局に分け、局長及び人数に応じた一定人数の次長により運営する。

控訴裁判所行政事務総局の職務及び権限は、司法大臣の要求により政令で定めるものとする。

第53条

控訴裁判所行政事務総局は、1人の事務総長及び人数に応じた一定人数の事務次長により運営する。事務総長は、総理大臣の要求に応じて勅令で任命される。総理大臣に要求を提供するために、司法大臣は、控訴裁判所の長官及び控訴検察庁の長官と相談する。事務総長は、法律、行政又は財政を専門とする7年以上の職務経験のある公務員から選ばれる。

事務次長及び局長は、控訴裁判所の長官及び控訴検察庁の長官と相談後、司法大臣の要求により政令で任命される。事務次長及び局長は、法律、行政又は財政を専門とする5年以上の職務経験のある公務員から選ばれる。

事務総局で仕事をする局長の下位である公務員は、司法大臣の省令により任命される。局の次長、事務所の所長及び次長は、法律、行政又は財政を専門とする3年以上の職務経験のある公務員から選ばれる。

事務総局で仕事する事務総長を含む全ての公務員は、司法省の枠組（Framework）を有する。

第 54 条

控訴裁判所の職員会議は、控訴裁判所の長官及び控訴検察庁の長官の下に、控訴裁判所の職務結果をまとめ、翌年の行政事務の目標を決めるために行われる。職員会議の報告書は、司法省に送達する。

第 4 章

最高裁判所及び最高裁判所に付属する最高検察庁

第 1 節

最高裁判所

第 1 副節

最高裁判所の権限及び職務

第 55 条

最高裁判所は、1 か所のみで、首都であるプノンペンに置く。

第 56 条

最高裁判所の構成は、以下のとおりである。

- 長官
- 次長
- 裁判官
- 書記官
- 行政官並びに控訴裁判所で仕事する他の法律専門官

第 57 条

最高裁判所の専門法廷（Specialize Chamber）は以下である。

- 刑事法廷
- 民事法廷
- 商事法廷
- 労働法廷

必要に応じて、勅令によって最高裁判所の他の専門法廷を設立することができる。

各法廷は、最高裁判所として独自に裁判を行う。

第 58 条

各専門法廷の構成は、以下のとおりである。

- 法廷の長
- 裁判官
- 書記官

各法廷の長は、最高裁判所の長官が指名する。裁判官の人数、書記官の人数及びそれらの法廷の進行は、最高裁判所の長官が定める。

第 59 条

最高裁判所の各法廷は、各訴訟の規定に従って、裁判長 1 名を含む 5 名の裁判官構成で裁判される。

第 60 条

最高裁判所の長官は、最高裁判所の進行のために必要な運営措置を出し、最高裁判所の全ての法廷に法律を執行するように指導する。

次のことのため、最高裁判所の長官は、決定を出す。

- 必要な場合は自分の代わりに職務を処分させるため、1 人の次長を指名すること。
- 専門及び職務経験により、次長を各専門法廷の長として取り扱うことを指名する。次長が不足の場合には、最高裁判所の長官は、いずれかの裁判官を専門法廷の長として指名することができる。

第 2 副節

管轄権

第 61 条

最高裁判所は、法律の定めに従い、自分の管轄区域にある事件を解決する管轄権を有する。

第 62 条

大法廷は、次のことを裁判するために、最高裁判所長官の決定により設立される。

- 各訴訟規定に従った控訴裁判所の判決に対する 2 回目の上告に対する審理

－ 各訴訟規定に従った確定判決に対する再審訴訟の審理

大法廷は、総理大臣を通す司法官職高等評議会の議長である国王から、いずれかの事件に対する再審理及び再判断の要求があった場合に、それらを審理するためにも設立される。

大法廷は、最高裁判所の長官の招待により行われる。

最高裁判所の大法廷は、最高裁判所として決定を出す裁判である。

大法廷が設立された場合、構成員は、少なくとも 9 名であり、最高裁判所の全ての専門法廷を代表する裁判官でなければならない。

大法廷は、最高裁判所の長官の下にある。

第 63 条

共同法廷は、複数の法廷の管轄権の下にある問題となる事件又は同一の最高裁判所の別々の専門法廷が逆の結論を出した事件について、最高裁判所長官の意見又はいずれかの法廷の長の要求に基づき、最高裁判所長官の決定により設立され、進行することができる。共同法廷は、最高裁判所長官の招待により行われる。

法廷の管轄及び法律紛争についての共同法廷の裁判は、最高裁判所の全ての法廷及び下級裁判所に拘束力がある。

共同法廷が設立されれば、関係法廷の代表である裁判官の中からまんべんなく選ばれた 9 名の裁判官で構成しなければならない。共同法廷は、最高裁判所の長官の下にある。

最高裁判所の長官は、共同法廷の裁判に準ずる決定を出す。管轄及び法律紛争に関する決定は、終局的決定とする。

第 64 条

最高裁判所の刑事法廷は、刑事訴訟に関する規定に従い、控訴裁判所の刑事判決に対する上告を裁判する管轄権を有する。

第 65 条

最高裁判所の民事法廷は、民事訴訟に関する規定に従い、民事事件における控訴裁判所の判決に対する上告、決定に対する抗告、始審裁判所の民事判決に対する上告及び他の事件を裁判する管轄権を有する。

第 66 条

最高裁判所の商事法廷は、商事訴訟に関する規定に従い、商事事件における控訴裁判所の判決に対する上告及び決定に対する抗告を裁判する管轄権を有する。

第 67 条

最高裁判所の労働法廷は、労働訴訟に関する規定に従い、労働事件における控訴裁判所の判決に対する上告及び決定に対する抗告を裁判する管轄権を有する。

第 2 節

最高裁判所に付属する最高検察庁

第 68 条

最高裁判所に付属する最高検察庁は、以下の構成である。

- － 最高検察庁長官
- － 最高検察庁次長
- － 最高検察庁検事
- － 書記官
- － 最高検察庁で仕事している行政官及び他の法律専門官など

第 69 条

最高検察庁の職務権限は、長官に付与するものとする。長官の運営及び責任の下で、次長検事はその職務の執行に参加する。

支障があるとき、病気るとき又は欠席のときに、長官は、いずれかの次長又は次長がいなければ、いずれかの検事を代理として指名することができる。

長官が職務を行うことができない場合又は長官の地位が空いている状態の場合には、正式に長官が任命されるまで、最高検察庁の進行を確保するために、司法大臣は、1人の次長を暫時長官として指名する。

第 70 条

長官は、次長及び検事に対して権限を有する。長官は、最高検察庁及び最高裁判所の職務に応じて、次長及び検事の職務の分配及び指名をする。

次長又は検事の決定方針は、公判の前に確認のために長官に提出しなければならない。長官がその決定方針に同意しない場合かつ決定方針を作った最高検察庁の代表人が長官の指示に従わない場合、長官は、他の次長、検事又は自分を公判における最高検察庁の代表として指名することができる。

しかし、公判時に、次長又は検事は、自分自身が適当と考えたとおりに自由に口頭で陳述することができる。最高検察庁の代表者に対し、公判時に書類の決定方針と異なって口頭で陳述したことを理由として、懲戒の告発を行ってはならない。

第3節

最高裁判所の行政事務総局

第71条

最高裁判所行政事務総局は、以下のことについて最高裁判所及び最高裁判所に付属する最高検察庁の司令部である。

- 行政及び財政従業員の職務
- 裁判所の職務カリキュラムの技術援助のための裁判所行政運営職務
- 最高裁判所の長官及び最高検察庁の長官に対する確認と決定のための予算計画の準備の職務
- 最高裁判所の長官及び最高検察庁の長官に対して行政及び財政従業員の職務を定期的に報告すること
- 公的關係の職務
- 最高裁判所の判決を司法省に定期的に転送する職務
- 1か月ごと、3か月ごと、6か月ごと、1年間ごとの行政及び財政従業員の職務の報告書を整理し、司法省に転送する職務
- 最高裁判所の長官及び最高検察庁の長官が付与した他の職務
- 法令に定めた他の職務

最高裁判所行政事務総局は、局に分け、1人の局長及び人数に応じて必要な一定人数の次長により運営する。

最高裁判所行政事務総局の職務及び権限は、司法大臣の要求により、政令で定めるものとする。

第72条

最高裁判所行政事務総局は、1人の事務総長及び人数に応じて必要な一定人数の事務次長により運営する。

事務総長は、総理大臣の要求に応じて勅令により任命される。総理大臣に要求を提供するために、司法大臣は、最高裁判所の長官及び最高検察庁の長官と相談する。事務総長は、法律、行政又は財政を専門とする7年以上の職務経験がある公務員から選ばれる。

事務次長及び局長は、司法大臣が最高裁判所の長官及び最高検察庁の長官と相談した後に、司法大臣の要求により政令で任命される。事務次長及び局長は、法律、行政又は財政を専門とする5年以上の職務経験がある公務員から選ばれる。

事務総局の局長の下位である公務員は、司法大臣の省令により任命される。局次長、事務所の所長及び次長は、法律、行政又は財政を専門とする3年以上の職務経験がある公務員から選ばれる。

事務総局で仕事する事務総長を含む全ての公務員は、司法省の枠組（Framework）を有する。

第73条

最高裁判所の職員会議は、最高裁判所の長官及び最高検察庁の長官の下に、最高裁判所の職務結果をまとめ、翌年の行政事務の目標を決めるために行われる。職員会議の報告書は、司法省に送達する。

第5章

両立

第74条

起訴職務、予審職務及び裁判職務は、別々に分ける。検察庁の代表者又は予審裁判官として事件を担当した裁判官は、その事件を判断し又は判断に参加することができない。これに違反した場合、判決は無効とする。

第75条

裁判官は、裁判官としても、検察庁の代表者としても、配偶者若しくは4親等内の親族又は3親等内の姻族である単数又は複数の裁判官と一緒に同一の事件を裁判

することができない。この原則は、下級裁判所で配偶者若しくは4親等内の親族又は3親等内の姻族が裁判した事件に対する上級審でも適用される。

第76条

裁判官の配偶者若しくは4親等内の親族又は3親等内の姻族が弁護士になる場合は、その裁判官は裁判することができない。

第77条

裁判官の配偶者若しくは6親等内の親族又は3親等内の姻族が当事者になる場合は、その裁判官は裁判することができない。

第78条

他の訴訟規定がある場合を除き、当事者及び検察庁の代表人を含む利害関係人は、74条から77条に規定する両立の原則に違反することを理由として、判決の無効を訴えることができる。

無効訴訟は、各訴訟規定に従い、いつでも上級裁判所に対して行うことができる。判決が確定したとしても、判決確定後、74条から77条に規定する事由を知ってから60日間以内であれば無効訴訟をすることができる。この場合、無効訴訟は、確定判決を出した裁判所に起こすが、他の合議体の構成員が確定判決の無効について確認及び決定をし、各訴訟規定に従って手続を続ける。

第6章

裁判所及び裁判所に付属する検察庁の予算

第79条

始審裁判所及び始審裁判所に付属する始審検察庁、控訴裁判所及び控訴裁判所に付属する控訴検察庁、並びに最高裁判所及び最高裁判所に付属する最高検察庁は、進行のために、司法省の予算パッケージとは別の予算パッケージを有する。

全ての裁判所の長官は、司法大臣から権限の委任を受けた最高財務責任者である。第1項に規定する裁判所及び検察庁の予算の管理及び処分は、勅令で決める。

第7章

措置規定

第 80 条

本法律が施行する前に、設立された全ての裁判所及びその裁判所に付属する検察機関は、本法律の規定に従い、進行を続けなければならない。

第 81 条

軍事裁判所及び軍事裁判所に付属する検察庁に関する以前の規定及び軍事事件の進行のための管轄権及び訴訟規定は、新しい規定ができるまで、本法律が施行した後でも施行の効力を有する。

第 83 条

第 14 条に定める始審裁判所の専門裁判の実施は、司法大臣の省令により行われる。

第 84 条

いずれかの地方の始審裁判所が進行されておらず若しくは進行することができない場合、その地方にある全ての事件の審理管轄権は、勅令により他の始審裁判所に授与する。

第 85 条

裁判官の不足を原因として、上級裁判所の商事法廷及び労働法廷を実施することができない場合、商事事件及び労働事件の裁判は、上級裁判所の民事法廷の管轄権にある。この事務は、専門法廷の所在する上級裁判所の長官が処理する。

本法に従って、上述したいずれかの専門法廷が実施される際に、他の専門法廷は、自分に管轄権のない事件、かつ処理していない事件を管轄権がある専門法廷に移さなければならない。

第 86 条

裁判官が不足している場合、予審裁判官は、公判裁判官になることができるが、自分が審査した事件を裁判することができない。

第 87 条

行政裁判所がない限り、行政事件の裁判管轄は、下級裁判所の民事裁判所と上級裁判所の民事法廷に授与する。

第 88 条

商事アドバイザー又は労働アドバイザーがない限り、商事事件及び労働事件の裁判構成は、民事訴訟に関する規定に従う。

第 89 条

商事手続に関する規定がない限り、商事事件の裁判は、民事訴訟に関する規定及び他の法令に準ずる。

労働手続に関する規定がない限り、労働事件の裁判は、民事訴訟に関する規定及び他の法令に準ずる。

行政手続に関する規定がない限り、行政事件の裁判は、民事訴訟に関する規定及び他の法令に準ずる。

第 90 条

本法律を適用した最初の 5 年間には、全ての裁判所の行政機関の指導者の任命は、実際の資格要件により行うことができる。

始審裁判所の書記官長は、職務している始審裁判所の行政事務局の事務局長又は事務次長として任命できる。

上級裁判所の書記官長は、職務している上級裁判所の行政事務総局の事務総長又は事務次長として任命できる。

第 8 章

最終条項

第 91 条

1992 年 9 月 10 日付け暫定時代のカンボジア国において適用するための司法制度、刑法及び刑事手続法、並びに 1993 年 2 月 8 日付け勅令第 6 号により適用されたカンボジア国の裁判所の行為及び指名法及び本法に反する規定は、効力を有さず本法に変わる。

王宮，2014 年 7 月 16 日

署名及び名義